

白糠町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

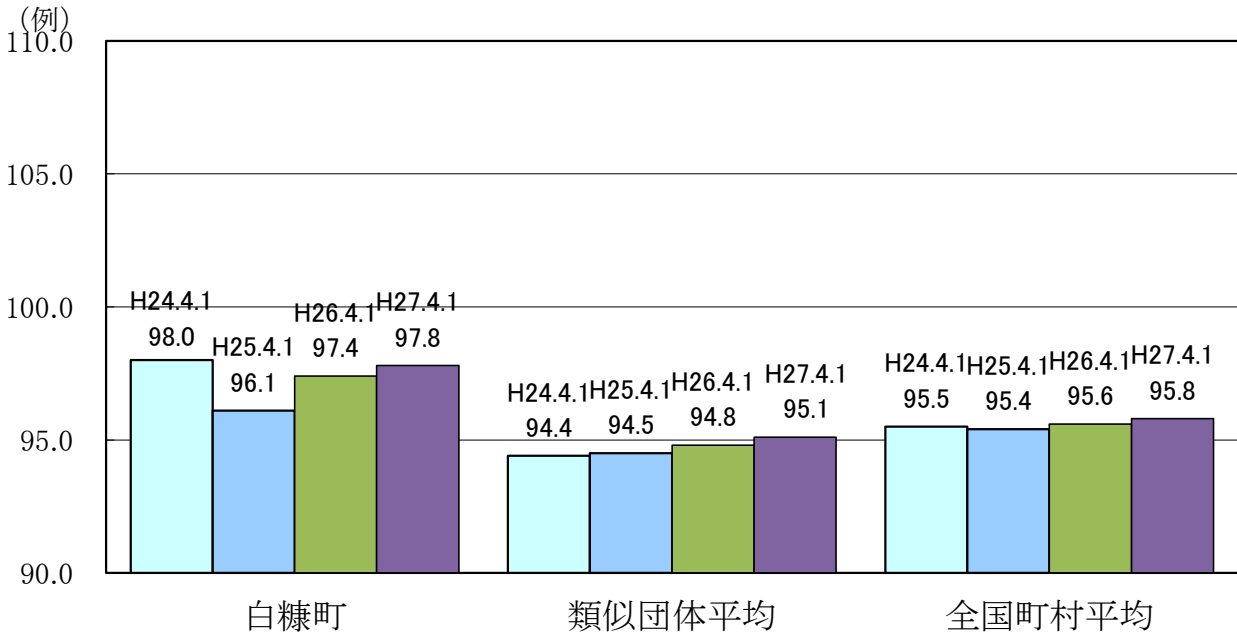
区分	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	人 8,371	千円 6,917,736	千円 207,560	千円 1,361,209	% 19.68	% 19.96

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 166	千円 545,450	千円 83,697	千円 206,729	千円 835,876	千円 5,035	千円 5,562

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。
 ※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B (%)	勧告 (改定率)		
26年度	円	円	円 (%)	%	%	% 0.36

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
26年度	月	月	月	月	月	月 4.20

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

実施 未実施

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容(俸給表の水準の平均2%の引下げ)を踏まえ、国と同じ内容の給料表水準の引下げを実施。激変緩和のため、5年間(平成32年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)国基準0%に対し、白糠町においても0%。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項 なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成27年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
白糠町	44.5 歳	328,800 円	385,794 円	366,558 円
北海道	43.3 歳	333,258 円	419,584 円	374,044 円
国	43.5 歳	334,283 円	—	408,996 円
類似団体	42.2 歳	307,472 円	360,858 円	333,354 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

②技能労務職 なし

(2) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		白糠町	北海道	国
一般行政職	大学卒	174,200 円	173,166 円	174,200 円
	高校卒	142,100 円	141,708 円	142,100 円
技能労務職	高校卒	円	円	—
	中学卒	円	円	—
教育職	大学卒	円	円	—
	高校卒	円	円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成27年4月1日現在）

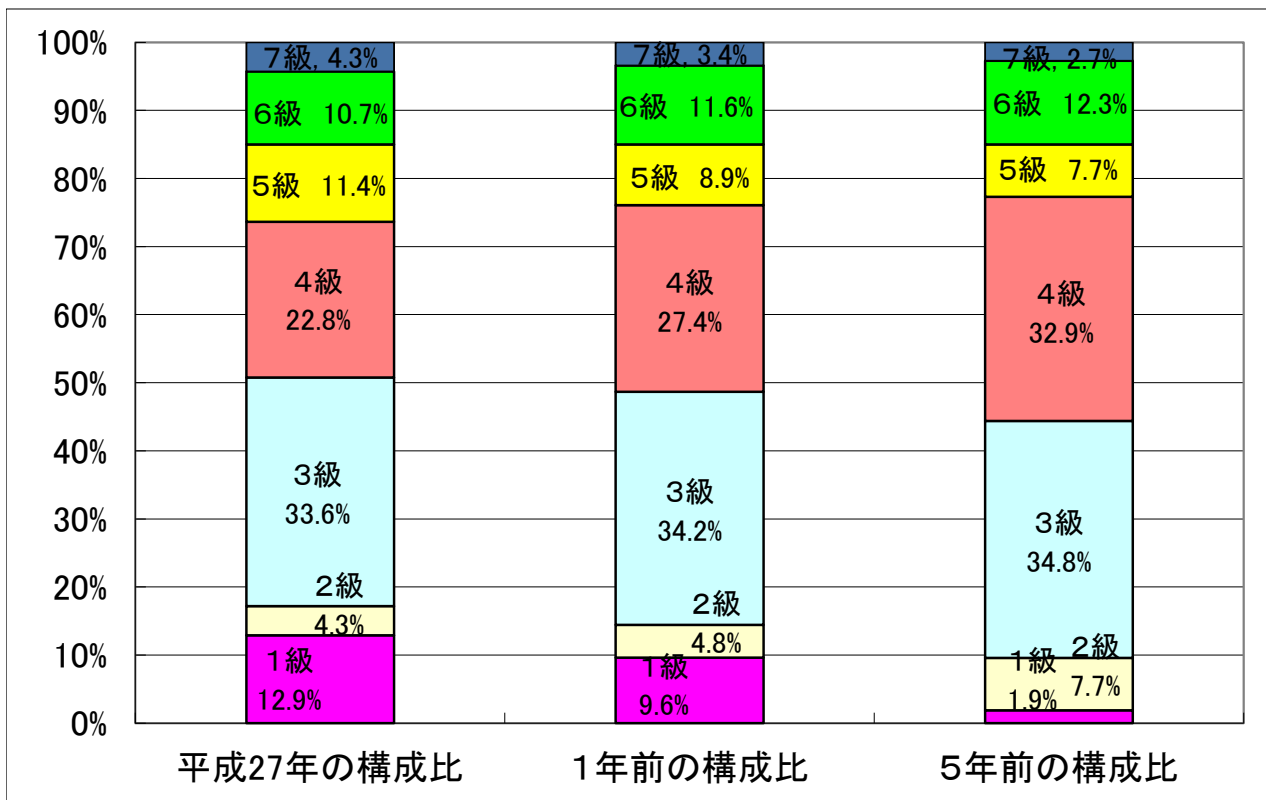
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	296,425 円	361,000 円	397,500 円	415,400 円
	高校卒	261,171 円	335,065 円	356,390 円	375,696 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事	18人	12.9%	137,600円	244,900円
2 級	主任	6人	4.3%	187,700円	301,900円
3 級	主査	47人	33.6%	223,900円	347,700円
4 級	係長	32人	22.8%	258,300円	378,700円
5 級	主幹	16人	11.4%	285,000円	390,700円
6 級	課長	15人	10.7%	315,800円	407,900円
7 級	部長	6人	4.3%	360,100円	442,600円

- (注) 1 白糠町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

白糠町	北海道	国
1人当たり平均支給額(26年度) 1,245 千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,614 千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 ()月分 ()月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.45 月分 ()月分 ()月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 ()月分 ()月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

--

(2) 退職手当 (平成27年4月1日現在)

白糠町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	(定年前早期退職特例措置2~45%加算)		その他の加算措置	(定年前早期退職特例措置2~45%加算)	
(退職時特別昇給)				
1人当たり平均支給額	千円	21,306 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 なし

(4) 特殊勤務手当 なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (26年度決算)	14,981 千円
職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)	122 千円
支給実績 (25年度決算)	12,205 千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	91 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円/月、扶養親族6,500円/月(職員に配偶者がいない場合にあつてはそのうち1人については11,000円/月)とする。扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前段の規定にかかわらず、5,000円に当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額に加算した額を支給する。	同		17,251 千円	243,600 円
住居手当	職員が住んでいる住居で家賃などの住居費を負担している場合 ①持家の職員 7,000円 ②借家等の職員 27,000円限度額として支給。	異	持ち家の職員 7,000円	12,530 千円	142,800 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用し、その運賃を負担している場合又は自家用車により通勤している場合 ①使用距離が片道5キロメートル未満である職員 2,000円、②片道5キロ～10キロ未満である職員 4,200円、③片道10キロ～15キロ未満である職員 7,100円、④片道15キロ～20キロ未満である職員 10,000円、⑤片道20キロ～25キロ未満である職員 12,900円、⑥片道25キロ～30キロ未満である職員 15,800円、⑦片道30キロ～35キロ未満である職員 18,700円、⑧片道35キロ～40キロ未満である職員 21,600円、⑨片道40キロ～45キロ未満である職員 24,400円、⑩片道45キロ～50キロ未満である職員 26,200円、⑪片道50キロ～55キロ未満である職員 28,000円、⑫片道55キロ～60キロ未満である職員 29,800円、⑬片道60キロ以上である職員 31,600円	同		3,565 千円	61,200 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち、規則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づいて、基準に従い支給する。月額は給料月額の100分の16を超えない範囲内で定める	異	部長職 14% 課長職 12% 主幹職 8%	15,008 千円	512,400 円
寒冷地手当	毎年、11月から翌年3月までの各月の初日において在勤する職員に対して、寒冷地手当を支給する。寒冷地手当の額は①世帯主で扶養者有は年額で116,800円、②世帯主で扶養者なしは年額で65,300円、③その他の職員で44,000円を支給する。	同		12,208 千円	93,000 円

5 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料 報 酬	市区町村長	782,000 円 () 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 850,000 円/ 350,000 円	
	副市町村長	648,000 円 () 円)	710,000 円/ 360,000 円	
	議 長	294,000 円 () 円)	365,000 円/ 205,000 円	
	副 議 長	236,000 円 () 円)	320,000 円/ 175,000 円	
	議 員	185,000 円 () 円)	300,000 円/ 155,000 円	
	期 末 手 当	市区町村長	(26年度支給割合)	
副市町村長		4.10 月分		
議 長		(26年度支給割合)		
副 議 長 議 員		4.10 月分		
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市町村長	給料月額×支給率		
	備 考	給料月額×支給率		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

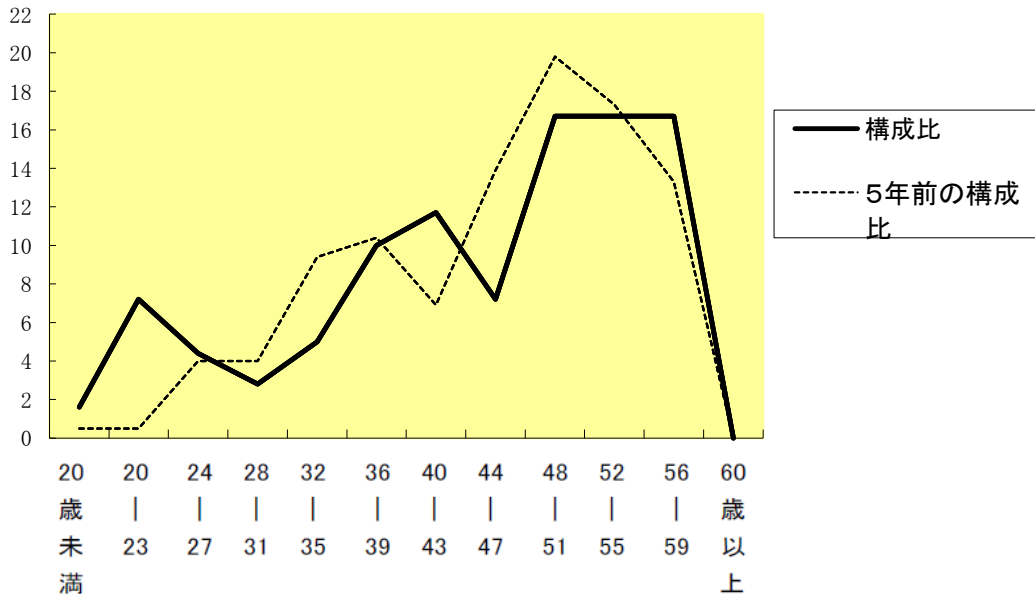
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成26年	平成27年		
普通会計部門	議会	3	3		
	総務企画	46	46		
	税務	14	13	△ 1	
	民生	20	20		
	衛生	17	16	△ 1	
一般行政部門	農林水産	14	13	△ 1	
	商工	5	3	△ 2	
	土木	11	12	1	
	計	130	126	△ 4	<参考> 人口1万人当たり職員数 145.87 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 102.43 人)
	教育部門	37	31	△ 6	
	消防部門				
	小 計	167	157	△ 10	<参考> 人口1万人当たり職員数 181.76 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 124.69 人)
公営 企業 会計 等部 門	水道	9	8	△ 1	
	下水道	4	4		
	その他	7	8	1	
	小 計	20	20		
合 計		187	177	△ 10	<参考> 人口1万人当たり職員数 205 人
		[218]	[218]	[]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成27年4月1日現在)

(例) %



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	3人	13人	8人	5人	9人	18人	21人	13人	30人	30人	30人		180人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	142	140	138	135	130	126	▲ 16 (▲11.3%)
教育	37	37	37	37	37	31	▲ 6 (▲16.2%)
警察							0
消防							0
普通会計	179	177	175	172	167	157	▲ 22 (▲12.3%)
公営企業等会計	24	23	22	22	20	20	▲ 4 (▲16.7%)
総合計	203	200	197	194	187	177	▲ 26 (▲12.8%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 白糠町水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
26年度	千円 208,797	千円 18,584	千円 50,873	% 24.4	% 30.0

(注) 資本勘定支弁職員なし。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 7	千円 32,246	千円 5,953	千円 12,674	千円 50,873	千円 7,268	千円 6,219

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、27年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (26年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
白糠町水道事業	46.3 歳	360,368 円	535,712 円
市町村平均	44.9 歳	348,021 円	517,229 円
事 業 者	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

白糠町水道事業		市町村平均	
1人当たり平均支給額(26年度)		1人当たり平均支給額(26年度)	
1,810 千円		1,484 千円	
(26年度支給割合)		(26年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.5 月分	— 月分	— 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (27年4月1日現在)

白糠町水道事業			市町村平均		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	— 月分	— 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	— 月分	— 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	— 月分	— 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	— 月分	— 月分
その他の加算措置	(定年前早期退職特例措置2~45%加算)		その他の加算措置		
1人当たり平均支給額	0 千円	21,306 千円	1人当たり平均支給額	15,286 千円	0 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 なし

エ 特殊勤務手当 なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	1,071 千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	268 千円
支給実績（25年度決算）	1,484 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	297 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円/月 扶養親族6,500円/月 (職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円/月) 加算5,000円(扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子)	同		1,542 千円	257,000 円
住居手当	持家 7,000円 借家 27,000円上限	同		726 千円	121,000 円
通勤手当	自家用車 片道5キロメートル未満 2,000円 片道5キロメートル以上 10キロメートル未満 4,200円	同		155 千円	30,960 円
管理職手当	部長 給料月額100分の14 課長 給料月額100分の12 主幹 給料月額100分の8	同		1,695 千円	564,774 円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月 世帯主で扶養者あり 23,360円/月 世帯主で扶養者なし13,060円/月 その他 8,800円	同		766 千円	109,443 円